

「(仮称) 新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ジェイウインドが、福島県郡山市において、現在自社で稼働中の「郡山布引高原風力発電所」(総出力65,980kW、定格出力1,980～2,000kWの風力発電設備33基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、最大出力68,800kW、定格出力4,300kWの風力発電設備16基に建て替える(以下「リプレース」という。)事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることができ不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとしていた上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業計画を検討するにあたり、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき天然記念物に指定されている赤津のカツラ、「山地災害危険地区調査要領」

(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)等を対象事業実施区域から除外するほか、既設の風力発電設備及び附帯設備の撤去跡地、既存の道路、変電所等を利用することにより、改変面積を削減する計画としている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカのほか、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息、営巣及び繁殖が確認されている。さらに、既設の風力発電設備の事後調査や死骸確認調査等においては、ハチクマの3件、ノスリの6件を含む鳥類について、バードストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。くわえて、「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧II類として掲載されているモリアブラコウモリの2件を含むコウモリ類について、バットストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。これらのことから、本事業では、ハチクマのバードストライクや、バードストライクが原因と考えられる死骸が確認された既設の風力発電設備である5号機、30号機及び32号機について、撤去した後にリプレースしない計画としているほか、鳥類の衝突リスク低減のため、リプレースする風力発電設備への目玉模様の貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を講ずる計画となっている。また、バットストライクに対する環境保全措置として、風力発電設備のメーカーとも協議の上、夏期の夜間のカットイン風速を4.0m/sに設定する措置を検討する計画となっている。このように、リプレース事業の特性を踏まえた環境の保全のための一定の配慮が認められる一方で、鳥類等への影響については、予測の不確実性の程度が大きいことから、事後調査を踏まえた環境保全措置の効果の検証及び必要に応じた追加的な環境保全措置の実施が特に重要である。

さらに、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で9dB、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で11dB増加する予測結果となっている。

くわえて、対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他事業による1か所の風力発電所が稼働中であるほか、複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、稼働中又は環境影響評価手続中の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で9dB増加する予測結果となっており、一部の地点で本事業者が参考とした環境基準値を超過する。また、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で11dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施及び建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、工事関係車両台数の低減、防音対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのほか、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息、営巣及び繁殖が確認されている。また、既設の風力発電設備の事後調査や死骸確認調査等においては、ハチクマの3件、ノスリの6件を含む鳥類について、バードストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。さらに、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧Ⅱ類

として掲載されているモリアブラコウモリの2件を含むコウモリ類について、バットストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をを行うこと。
- ウ コウモリ類の風力発電設備への衝突等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバットストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、コウモリ類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、カットイン風速のさらなる引き上げ等の追加的な環境保全措置を検討すること。